

実務研修 「記録表作成コース」のしおり

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

記録表作成コースについて

労働安全衛生法で定められた特定自主検査の検査者には、当協会等で実施する「特定自主検査 事業内検査者研修」及び「特定自主検査 検査業者検査員研修」の資格取得研修によって資格を取得した者（以下「資格取得研修による有資格者」という。）と、厚生労働大臣の定めにより他の資格によって特定自主検査の資格を取得した者（以下「他資格による有資格者」という。）の2種類があります。

とりわけ、「他資格による有資格者」は特定自主検査の制度や記録表の記入要領などを系統的に学ぶ機会が乏しかったと思料いたします。

当協会では、特定自主検査を正しく行うために、「特定自主検査と関係法令に関する知識」、「検査及び検査機器に関する知識」、「検査記録表の記入要領に関する知識」を学ぶための実務研修を行っています。

「資格取得研修による有資格者」の方は、もう一度、特定自主検査を基礎から学んでいただけます。また、「他資格による有資格者」の方は、系統立った特定自主検査の知識を学んでいただけます。

以下に公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンニキョウ}建荷協」という。）が実施する実務研修「記録表作成コース」の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 研修の種類と対象機械

区 分	研修の種類	対 象 機 械
1. 車両系荷役運搬機械	イ. フォークリフト	フォークリフト
	ロ. 不整地運搬車	不整地運搬車
2. 車両系建設機械	ハ. 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	① ブル・ドーザー ⑧ ドラグ・ショベル ② モーター・グレーダー ⑨ ドラグライン ③ トラクター・ショベル ⑩ クラムシエル ④ ずり積機 ⑪ バケット掘削機 ⑤ スクレーパー ⑫ トレンチャー ⑥ スクレーブ・ドーザー ⑬ ブレーカ ⑦ パワー・ショベル ⑭ 解体用つかみ機等
	ニ. 基礎工事用機械	①くい打機・くい抜機 〔ディーゼルパイルドライバー、油圧パイルドライバー〕 振動パイルドライバー ②アース・ドリル ③リバース・サーキュレーション・ドリル ④せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。） ⑤アース・オーガー（含む建柱車） ⑥ペーパー・ドレン・マシン等
	ホ. 締固め用機械	ローラー等 〔含む ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー〕
	ヘ. コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
3. 高所作業車	ト. 高所作業車	高所作業車（作業床の高さが2メートル以上）

2. 研修の対象者

(A) 他資格による有資格者

(下表○印は事業内検査者、◎は検査業者検査員)

他の法令による 取得済み資格		特定自主検査 対象機械の種類	車両系荷役運搬機械		車両系建設機械			
			フォーク リフト	不整地 運搬車	整地・運搬 ・積込み用、 掘削用及び 解体用機械	基礎工事用 機械	締固め用 機械	
厚生労働大臣が定める者	職業能力開発促進法 (旧職業訓練法)	運輸装置科又は産業機械工学科の指導員訓練修了者	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
		建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	—	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
		建設機械整備科の訓練修了者	—	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
		建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	—	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	
	建設業法	2級合格者	建設機械施工技術検定1級合格者	—	○	○	○	○
			第1種	—	○	○	—	—
			第2種	—	○	○	—	—
			第3種	—	○	○	—	—
			第4種	—	○	—	—	○
			第5種	—	○	—	—	—
第6種	—	○	—	○	—			

(B) 資格取得研修による有資格者

当協会等で実施された「特定自主検査 事業内検査者研修」及び「特定自主検査 検査業者検査員研修」によって車両系荷役運搬機械（フォークリフト、不整地運搬車）、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用、基礎工事用、締固め用、コンクリート打設用）及び高所作業車の検査資格を与えられた者。

3. 研修の内容と研修時間

科目	範 囲		時間 (Hr)
	記録表作成（座学）コース	記録表作成（実技）コース	
特定自主検査と補修に関する知識	特定自主検査と補修の基礎的事項	同 左	1.0
法令と災害事例	関係法令と災害事例		1.0
検査及び検査機器に関する知識	1) 定期自主検査指針 2) 特定自主検査の検査機器及びその使用方法 3) 検査記録表の記入要領		1.5
記録表記入演習	付与された資格に該当する機械についての、記録表の記入演習	実機を用いた測定・判定や記録表記入についての演習	2.5
合 計 時 間			6.0

(注) 研修時間は最低時間を示します。また、休憩時間は含まれません。

4. 研修受講料

単位：円

機 械 の 種 類	記録表作成（座学）コース		記録表作成（実技）コース	
	会 員	一 般	会 員	一 般
イ フォークリフト	12,760	14,960	18,260	20,460
ハ 整地・運搬・積込み用、掘削用 及び解体用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
ニ 基礎工事用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
ホ 締固め用機械	12,870	15,070	18,370	20,570
ヘ コンクリートポンプ車	12,870	15,070	18,370	20,570
ト 高所作業車	12,760	14,960	18,260	20,460

- (注) ① 上記受講料にはテキスト代及び消費税10%が含まれています。
 ② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会がテキスト代教材費の一部を負担した額です。
 ③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。
 ④ 受講料は、研修を実施する建荷協・支部にお支払ください。
 ⑤ 受講を取り消す場合は速やかに開催支部へ申し出て下さい。研修開始日の5営業日前までは、取消費用は発生しません。同4営業日前から2営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同1営業日前及び当日の取消は教材費を含む受講料全額を頂きます。教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日に係わらず教材費を頂きます。
 ⑥ 上記受講料は、令和3年度4月開催の研修より適用となります。

5. 研修の受講手続き

実務研修の受講を希望する方は、次の書類を整え、研修を実施する建荷協・支部に申込みを行ってください。

- (1) 実務研修「記録表作成コース」受講申込書。(様式92C号)
- (2) 特定自主検査の事業内検査者または検査業者検査員の資格を証明する修了証又は証書の写し。

前記申込みを頂いた方は、建荷協・支部より「実務研修受講票」が送付されますので、それに従って受講してください。

6. 研修修了証の発行

実務研修を受講・修了された方は、実務研修を受講した証として研修修了証が発行されます。

あなたは特定自主検査記録表を 正しく書いていますか？

実務研修 記録表作成コース



特定自主検査の結果を
検査記録表に
正しく記録します。

正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第45条で定められています。

この検査結果は特定自主検査を実施した検査者（員）が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい検査方法および正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

関係法令 労働安全衛生法 第45条 第1項
労働安全衛生規則 第151条の23、第169条、第194条の25

お問い合わせ先